

生活保護を受給されている方へお知らせ

後発医薬品の使用が原則になります

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。

○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります。

Q：これまでどう変わるの？

A：これまで、後発医薬品を使用するようお願いしてきましたが、これからは、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や後発医薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合、又は同額である場合を除き、原則、後発医薬品が調剤されることになります。

Q：もう先発医薬品は使えないの？

A：医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。

後発医薬品について、分からないことや不安なことがあるときは、福祉事務所や医師、又は薬剤師に相談しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

**郡上市役所健康福祉部（福祉事務所）
社会福祉課**

TEL 0575-67-1811

FAX 0575-67-0604

＊ 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人
日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会
MAIL info@ge-academy.org